

愛知県新体育館利用規約

目次

1. 利用許可の成立時期
2. メインアリーナ利用の流れ
3. サブアリーナ利用の流れ
4. 単独諸室利用の流れ
5. 利用にあたっての注意等
 - 5-1 利用の制限と承認を要する事項
 - 5-1-1 利用の不許可
 - 5-1-2 利用許可の取消し
 - 5-1-3 禁止事項
 - 5-2 利用の変更・中止
 - 5-3 会社の承認を要する事項
 - 5-4 利用に向けた打合せと必要書類の提出
6. 施設利用期間、施設利用料金の支払い
 - 6-1 利用期間
 - 6-2 利用料金
 - 6-3 施設利用料金の支払い
7. 運営管理責任
 - 7-1 安全な催物の催行
 - 7-2 損害賠償及び免責
 - 7-2-1 損害賠償
 - 7-2-2 免責
 - 7-3 指定会社への発注
 - 7-4 協力会社への発注
 - 7-5 損害賠償保険の加入
 - 7-6 原状回復と清掃
 - 7-7 関係官公署への届出及び関係機関連絡先一覧
8. その他
 - 8-1 準拠法等
 - 8-2 本規約の適用
 - 8-3 定めのない事項
9. 問合せ先

本規約は、株式会社愛知国際アリーナ（以下「当社」といいます）が運営する愛知県新体育館（以下「本施設」といいます）の利用について定めるものとし、当社及び本施設を利用する団体及び利用者（以下「利用者」といいます）は、本規約に同意した上で本施設の利用申請及び利用をする必要があります。

1. 本規約への同意及び利用許可の成立時期

- (1) 利用者が本施設でのスポーツ・コンサート・その他のイベント（以下「催事」といいます）の開催を希望する場合、利用者は本規約に同意の上、各施設を利用する上で必要な申請手続きをし、当社にて審査をします。当社が指定する利用料金の納入が確認でき、当社が申請を承諾する旨の利用許可書を利用者に発行したときに利用許可が成立するものとします。
- (2) 利用者は、本規約に同意した上で、自らの責任と費用で、催事に関わるものすべてに本規約を遵守させる義務を負うものとします。
- (3) 本規約において、利用区分は興行利用又は一般利用とします。一般利用とは営利を目的としない、スポーツ、学校教育又は社会教育を行うための利用をいい、興行利用とは一般利用以外の利用をいいます。

2. メインアリーナ利用の流れ

原則として、以下の通り申込み、利用をしていただきます。

利用料金は利用区分（興行利用・一般利用）によって異なります。詳細は「6-2 利用料金」を御参照ください。

施設利用料金に含まれる利用範囲は、競技面、スタンド客席（3階部分を除きます。）です。

2階席は利用範囲に含まれますが、一部座席については当社が企画席を設置する予定です。予め御了承、御協力願います。詳細につきましては、別途御相談させていただきます。

(1) 利用照会

興行利用の場合、当社に直接お問い合わせください。

一般利用の場合、当社ホームページにて利用可能日を確認できます。

利用区分が判断できない場合は、当社まで直接お問い合わせください。

(2) 利用申請

興行利用の場合、利用許可申請書を提出してください。

一般利用の場合、当社ホームページから利用申請を行ってください。利用申請をするためには、事前に利用者登録が必要になります。

利用区分（興行利用・一般利用）によって、申込受付開始日が異なります。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

実施計画書等の内容を確認した上で、当社にて利用区分（興行利用・一般利用）を判断し、変更をお願いする場合があります。

- (4) 予約確定結果通知の連絡
 - (5) 基本料金（30%）の支払い_初回納入
 - (6) 利用許可書の発行
当社及び利用者が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。
当社より、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。
 - (7) 基本料金（30%）の支払い_2回目納入
 - (8) 基本料金（40%）の支払い_残金納入
 - (9) 附帯設備・備品の申込み（例：諸室・備品など）
利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただきます。
 - (10) 関係機関への届出
消防署・警察署・保健所・その他各種届出については「7-7 関係官公署への届出及び関係機関連絡先一覧」を御参照ください。
利用内容によって当社が不要と判断した場合、その限りではありません。
 - (11) 開催
 - (12) 利用料金の支払い_事後精算分（例：附帯設備、時間外、電気、空調、水道利用料等）
その他、本施設の設備の設置及びオペレーション費用、日常清掃の仕様範囲以外の清掃、ごみ処理費を別途請求させていただく場合があります。
- ※ 開催日に利用実績がない場合でも、利用料金の返金は一切いたしません。
- ※ 一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできません。
- ※ サブアリーナと一体的に利用する場合は、メインアリーナ利用の流れに従って申込みしてください。

3. サブアリーナ利用の流れ

原則として、以下の通り申込み、利用をしていただきます。

利用料金は利用区分（興行利用・一般利用）によって異なりますので、詳細は「6-2 利用料金」を御参照ください。

施設利用料金に含まれる利用範囲は、競技面、スタンド客席（サブアリーナ）です。

(1) 施設予約状況の確認

興行利用の場合、当社に直接お問い合わせください。

一般利用の場合、当社ホームページにて利用可能日を確認できます。

利用区分が判断できない場合は、当社まで直接お問い合わせください。

(2) 利用申請

興行利用の場合、利用許可申請書を提出してください。

一般利用の場合、当社ホームページから利用申請を行ってください。利用申請をするためには、事前に利用者登録が必要になります。

利用区分（興行利用・一般利用）によって、申込受付開始日が異なります。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

実施計画書等の内容を確認した上で、当社にて利用区分（興行利用・一般利用）を判断し、変更をお願いする場合があります。

(4) 予約確定結果通知の連絡

(5) 施設利用料金、附帯設備・備品利用料金の支払い_納入

上記で発生する利用料金は一括でお支払いいただきます。

(6) 利用許可書の発行

当社及び利用者が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。

利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただく場合があります。

(7) 開催

施設の時間外利用、附帯設備・備品等の追加利用が発生する場合、開催当日に受付場所にて追加料金をお支払いいただいた上で御利用ください。

(8) 利用料金の支払い_事後精算分（例：電気、空調、水道利用料等）

一般利用の場合、電気、空調、水道利用料は施設利用料金に含まれます。

その他本施設の設備の設置及びオペレーション費用、日常清掃の仕様範囲以外の清掃、ごみ処理費を別途請求させていただく場合があります。

※ 開催日に利用実績がない場合でも、利用料金の返金は一切いたしません。

※ 一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできません。

※ メインアリーナ附属諸室は原則として利用することができません。

※ メインアリーナと一体的に利用する場合は、メインアリーナ利用の流れに従って申込みしてください。

4. 単独諸室利用の流れ

単独諸室とは、メインアリーナに附属していない、単独で利用できる諸室のことを指します。原則として、以下の通り申込み、利用をしていただきます。

(1) 施設予約状況の確認

当社ホームページにて利用可能日を確認できます。

(2) 利用申請

当社ホームページから利用申請を行ってください。

利用申請をするためには、事前に利用者登録が必要になります。

利用区分が判断できない場合は当社まで直接お問い合わせください。

(3) 審査

必要に応じて実施計画書等を提出していただきます。

実施計画書等の内容を確認した上で、当社にて利用区分（興行利用・一般利用）を判断し、変更をお願いする場合があります。

(4) 予約確定結果通知の連絡

(5) 施設利用料金、附帯設備・備品利用料金の支払い_納入

上記で発生する利用料金は一括でお支払いいただきます。

(6) 利用許可書の発行

当社及び利用者が必要と判断する場合は、別途利用に関する覚書を締結します。

利用内容によって当社が必要と判断した場合、利用計画の打ち合わせを実施させていただきます。

(7) 開催

単独諸室の時間外利用、附帯設備・備品等の追加利用が発生した場合、開催当日に受付場所にて追加料金をお支払いいただいた上で御利用ください。

※ 施設利用料金には、電気、空調、水道利用料が含まれます。

※ 日常清掃の仕様範囲以外の清掃、ごみ処理費を別途請求させていただく場合があります。

※ 開催日に利用実績がない場合でも、利用料金の返金は一切いたしません。

※ 一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできません。

※ メインアリーナ又はサブアリーナと一体的に利用する場合は、メインアリーナ又はサブアリーナ利用（メインアリーナ及びサブアリーナと一体的に利用する場合は、メインアリーナ利用）の流れに従って申込みしてください。

5. 利用にあたっての注意等

5-1 利用の制限と承認を要する事項

5-1-1 利用の不許可

次の事項のいずれかに該当する場合は、当社は利用を許可しません。

- (1) 本施設の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 法律、条例、本規約等（本規約その他利用者が遵守しなければならない本施設の利用に関する規程、規則及び合意等をいいます。以下同じです。）に反するとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 本施設又は設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 本邦外出身者に対するものを含め、不当な差別的言動が行われるおそれがあると認められるとき。

- (6) 当社の指定した期日（本規約等に従い期日を変更した場合は、変更後の日）までに利用料金の支払いの見込みがないとき。
- (7) 施設を利用しようとする者又はその代理者が暴力、不法行為を行うおそれがある組織あるいはその構成員その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であることが認められるとき。
- (8) 反社会的勢力を誇示するため又はこれらの資金源とするためなど反社会的勢力を援助・助長する利用目的であると認められるとき。
- (9) 催事の内容等により当社若しくは利用者と第三者との間に紛争を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (10) その他本施設の管理運営上支障がある又は不適當であると認められるとき。

5-1-2 利用許可の取消し

次の事項のいずれかに該当する場合は、当社は、利用許可を取り消しさせていただきます。利用許可が取り消された場合、催事の事前、最中にかかわらず、当社は利用を終了させることができます。

- (1) 利用許可後に「5-1-1 利用の不許可」の各号に該当すると認められるとき。
- (2) 当社の指定した期日（本規約等に従い期日を変更した場合は、変更後の日）までに利用料金の支払いがなかったとき。
- (3) 利用許可申請書等に虚偽の記載があったとき又は許可した利用の目的及び内容と異なる利用をするとき。
- (4) 当社や関係官公署への届出を怠ったとき、許可を得ていない計画・行為があったとき、又は当社の指示に従わないとき。
- (5) 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、疾病、法令等の改正若しくは制定、その他当社又は利用者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象等をいいます。以下同じです。）により、本施設の利用ができないと当社が判断したとき。
- (6) 国又は愛知県等行政による営業の自粛要請等により本施設の利用ができなくなったとき。
- (7) 本施設の利用権の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (8) 管理の都合上やむを得ない事由が発生したとき。
- (9) その他当社が不適當であると認めたとき。

5-1-3 禁止事項

利用者は、事由の如何にかかわらず、以下の行為をし、又は観客その他第三者にこれらを行わせてはなりません。

- (1) ゴミを投棄するなど、不衛生な状態にする行為。

- (2) 騒音・振動・異臭を発するなど近隣の迷惑となる行為。
- (3) 本施設及びその付属物を損壊あるいは汚損、滅失すること。本施設の設備・備品を外部へ持ち出すこと。
- (4) 本施設内へのペット等の持ち込み（ただし介助犬・聴導犬・盲導犬、その他当社が認める場合は除きます。）。
- (5) 本施設付近での自転車、バイク、自動車等の路上駐車。
- (6) 本施設の他の興行、利用者、当社の許可を得て本施設内で営業を行う者又は当社従業員等を妨害、干渉する行為又は不都合を生じさせる行為。
- (7) 本施設内の指定エリア以外での飲食及び喫煙。
- (8) 本施設への反社会的勢力の入場。
- (9) 当社が本施設の諸設備の維持又は保全のために禁止する事項。

5-2 利用の変更・中止

(1) 変更の申請

利用許可申請（利用申込み）の受付以降、利用者の都合で申込内容を変更する場合は、原則として利用開始日の 30 日前までに、当社指定の方法にて手続きをしてください。当社より可否を御連絡いたします。

なお、利用開始日の 30 日前を過ぎて変更を希望する場合は、御相談ください。

(2) 中止の申請

利用許可後、利用者の都合で利用を中止する場合には、速やかに当社あてに御連絡ください。

5-3 会社の承認を要する事項

利用者は以下の事項を行う場合、事前にその詳細を当社に届け出て、承認を得る必要があります。

- (1) 本施設での募金行為、広告又はアクティベーション、飲食又は物品の販売。
- (2) チラシ、ポスター等の配布。
- (3) 旗、のぼり等の掲載、看板や展示物の設置。
- (4) 本施設での営利を目的とした撮影、収録。
- (5) 施設の名称又は内観及び外観その他施設を特定できるものを含んだ上記各号に類するものの制作。
- (6) 利用者及び来場者による飲食物等の持ち込み。
- (7) その他当社が必要に応じて指定する事項。

5-4 利用に向けた打合せと必要書類の提出

本施設の利用に際しては、必要に応じて期限内に必要な書類を当社へ御提出ください。

また、当社が必要とする場合、利用者は利用開始の 30 日前までに、当社と利用についての詳細な打合せを行っていただきます。

6. 利用期間、利用料金の支払い

6-1 利用期間

利用期間とは、利用者が利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時刻までの期間を指します。

6-2 利用料金

施設利用料金については、別紙「施設利用料金表」を参照してください。

本規約における施設利用料金とは、以下の内容を示します。

- (1) メインアリーナ及びサブアリーナについては、基本料金と時間外料金の合算額とします。
 - ・ 基本料金とは、施設利用料金表の基本料金に含まれる時間の料金をいいます。
 - ・ 時間外料金とは、時間外の利用について、施設利用料金表に基づき 1 時間単位で加算された料金を指します。
- (2) 単独諸室については、原則として 1 時間単位での利用とします。単独諸室をメインアリーナ又はサブアリーナと一体的に利用する場合で、30 分単位での利用が生じた場合のみ、時間区分の施設利用料金の 2 分の 1 相当とする額を加算します。

6-3 利用料金の支払い

原則として、以下の流れでお支払いください。

当社から請求書を発行しますので、指定期日までに指定金融機関にお振り込みいただくか、その他当社指定の支払方法にてお支払いください。

なお、振込手数料は利用者負担となりますので、御了承ください。

(1) メインアリーナを利用する場合

- ・ 利用許可申請書提出後（一般利用の場合は当社ホームページから利用申請を行った後）、原則として 30 日以内：基本料金の 30%
 - ・ 利用開始の 6 か月前（180 日前）まで：基本料金の 30%（合計 60%）
 - ・ 利用開始の 3 か月前（90 日前）まで：基本料金の 40%（合計 100%）
 - ・ 催事終了後、精算請求書発行から 30 日以内：基本料金以外に発生した全ての費用
- ※ 利用開始の 3 か月前（90 日前）以降に利用許可申請書を提出する場合は、利用許可申請書提出後から起算して原則 30 日以内に利用料金の 100%をお支払いください。
- ※ 上記支払期日にかかわらず、基本料金全額を前倒しして一括支払い又は二分割支払いによりお支払いいただくことができます。

(2) サブアリーナ、単独諸室を利用する場合

- ・ 予約確定結果通知後から当社が指定する期日までに施設利用料金、附帯設備・備品利用料金を一括でお支払いください。
- ・ イベント終了後経費精算請求書発行から 30 日以内に電気、空調、水道利用料をお支払いいただきます。

※ 一般利用の場合、電気、空調、水道利用料は施設利用料金に含まれています。

※ 納入後、利用者の事由により利用内容の変更若しくは利用を中止された場合又は許可が取消された場合、上記期日ごとの金額をキャンセル料としていただき、原則として返金は致しませんので御注意ください。

なお、無断キャンセルをされた場合には当社から基本料金全額を請求いたしますので、所定の期日までに当社指定の支払方法にてお支払いください。

※ メインアリーナと一体的にサブアリーナ及び／又は単独諸室を使用する場合には、メインアリーナと一括で利用申請を行うことができます。この場合、メインアリーナ及びサブアリーナ及び／又は単独諸室の基本料金の合計金額を上記（1）における基本料金としてお支払いいただきます。

7. 運営管理責任

7-1 安全な催物の催行

- (1) 利用者は常に十分な注意を払って本施設を利用するものとし、全て利用者の責任にて利用してください。また、利用が終了したときは、利用した施設及び設備等を原状回復してください。
- (2) 本施設を利用するにあたっては、関係法令、本規約等その他当社の定める各種規則を遵守するとともに、関係業者・来場者等にもこれを周知徹底して安全な催事の運営・管理を行ってください。
- (3) 利用内容に応じて地域対策が必要と当社が判断した場合は、利用者の責任において、必要な措置を講じてください。
- (4) 利用期間中の当社が利用を許可した施設、その周辺及び開催計画上必要な措置を講じるべき箇所の管理、秩序維持、来場者の整理・安全確保、室内誘導、盗難、事故防止等は利用者が責任をもって行ってください。
- (5) 関係業者・来場者等に人身事故その他の一切の迷惑が及ばないように常に万全の配慮を行ってください。
- (6) 本施設利用期間中（準備・撤去を含みます。）に発生した事故等については、全て利用者の責任となりますので、事故防止については万全を期してください。
- (7) 当社が必要と判断した場合には、会場警備については、利用者の責任において、警備会社への委託又は警備責任者の配置を行い、交通整理、場内整理を行ってください。

- (8) 当社が必要と判断した場合には、会場及び催物全般についての管理責任者を選任し、当社へ届け出てください。管理責任者は利用期間中常駐し、責任をもって利用施設及び催物等の管理を行って下さい（原則として、防火担当責任者の兼務とします。）。
- (9) 本施設利用期間中に地震の発生及び警戒宣言が発令された場合には、当社の指針に沿った対策を講じてください。
- (10) 本施設内の使用機器等の保管については、利用者の責任となります。
- (11) 非常時の対応について、当社と連携して避難誘導等の実施をお願いします。
- (12) 本施設の利用に際する工事施工上の注意事項については、当社の規則を遵守し、利用期間内に原状回復してください。利用期間中に本施設の損傷等が生じたと認められる場合は、その補修等に要する費用を利用者に請求いたします。
- (13) 利用者は、上記各号に定めるほか、条例・規則等に基づく当社の指示に従ってください。

7-2 損害賠償及び免責

7-2-1 損害賠償

- (1) 利用者は、故意又は過失によって本施設、設備及び備品を滅失し、又は損傷した場合は、直ちに当社に報告し、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 利用者は、故意又は過失によって当社又は第三者に損害を与えた場合（故意又は過失による本規約等の違反による場合を含みます。）は、直ちに当社に報告し、本規約等に従ってその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 本施設の利用の変更若しくは中止又は許可の取消しが利用者の故意又は過失による場合であって、これにより当社に生じた損害が既納の利用料金相当額を上回る場合（本規約等において別途損害賠償等に係る合意が行われた場合を含みます。）には、当該超過金額について損害を賠償していただきます。
- (4) 観客その他の第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、全て利用者の責任と費用において当該観客らに対し直接損害を賠償していただきます。また、当社が第三者より責任を追及され、その対応に費用を要したときは、当社は、直ちに利用者に対し、当該費用（弁護士費用を含みますが、これに限られません。）の一切を請求できるものとし、利用者は当社による請求後、直ちにこれを支払うものとします。

7-2-2 免責

当社は、当社に故意若しくは過失がある場合又は本施設の管理に瑕疵がある場合を除き、本施設の利用に関して利用者（その委託先その他の関係者を含みます）又は第三者に生じた損害（次に掲げる事項を含みますが、これに限られません）について一切の責任を負いません。

- (1) 不可抗力等で当社の責任に帰すことができない事由により生じた損害。
- (2) 利用許可の取消しや制限により生じた利用者又は観客その他第三者に生じた損害。

(3) 催事の催行・施設利用等に関して必要な許認可を欠いた結果、利用者又は観客その他第三者に生じた損害。

(4) 利用者が送受信したメッセージ、データ、ファイル、コンテンツ、信号又は利用者が閲覧若しくは公開したサイト若しくはコンテンツに伴う利用者又は第三者の損害。

7-3 指定会社への発注

利用者は本施設の諸設備を安全かつ円滑に利用いただくため、以下の事項に関しては指定会社に行わせるものとします。

- (1) 開催中のごみ回収、開催後のごみ処理及び復旧清掃。
- (2) 可動席、仮設席の設置・収納・床転換。
- (3) 開催時の電気、水道、ガスなどの管理及び操作。
- (4) 既設の音響・映像・照明等のオペレーション。
- (5) その他本施設の設備を管理・操作するような行為。

7-4 協力会社への発注

利用者は、本施設の利用に関し、外部業者（以下「協力会社」といいます）への発注を行う場合は、利用開始日の 30 日前までに、利用日程、利用内容、利用設備及び利用サービスの詳細並びに利用者が選定した協力会社の名前若しくは名称を、当社に連絡してください。

当社では、以下のサービスにつきまして御提供、御紹介することが可能です。その他、施設利用時に必要なサービス等についても適宜御相談ください。

- (1) 来場者整理案内及び誘導、敷地内外の警備業務
- (2) 入場時の手荷物検査
- (3) 本施設が保有していない備品等のレンタル

7-5 損害賠償保険の加入

当社が必要と判断した場合に、以下（1）～（2）を適用します。

- (1) 利用者は、利用に関連する万一の事故等による損害を補填するために、保険会社との間でのイベント保険等の損害保険及び傷害保険の締結を確認させていただきます。
- (2) 当社の要請があった場合、利用者は、上記に記載された全ての保険証券・証明書等のコピーを速やかに（いかなる場合でも、当社が指定する期日までに）、当社に提供してください。

7-6 原状回復と清掃

- (1) 本施設の利用開始前に、原状確認をしていただきます。
- (2) 利用及び催物終了後は、利用した施設及び設備等を原状回復してください。

(3) 利用許可に定められた利用時間内に原状回復が完了しない場合、当社に生ずる損害として、超過時間に応じて、利用した施設及び設備等の利用料金相当額をお支払いいただきます。

また、利用時間の超過により他の利用者の利用を妨げた場合には、これにより生ずる損害を賠償していただきます。

なお、原状確認が完了し利用が終了（利用許可の取消しによる場合を含みます。）した後、本施設内に残置された物は、所有権が放棄されたものとみなして撤去します。当該残置物により他の利用者の利用を妨げた場合には、その損害を賠償していただきます。

当該残置された物の撤去、廃棄その他の処分に費用を要した場合には、利用者は、当社が当該撤去、廃棄その他の処分に係る請求書を送付した後、直ちに当該請求書に記載の金額を当社に支払うものとします。

(4) 原状確認の際に判明している場合を除き、本施設の利用スペース、当社が提供した設備及び備品について、利用期間終了後に判明した損傷、滅失、亡失は、当社に帰責性がある場合を除き、利用者の負担において、当社が修復し、又は代替品を購入するものとします。当社が当該修復又は購入に係る請求書を送付した場合、利用者は、直ちに当該請求書に記載の金額を当社に支払うものとします。

7-7 関係官公署への届出及び関係機関連絡先一覧

官公署等への申請又は届出の必要がある場合は、当社と相談の上、利用者が申請又は届出を行ってください。

申請先	届出・申請内容	所在地	電話番号
北消防署	催物開催届・禁止行為解除申請等	名古屋市北区萩野通 2 丁目 1 番地	052-981-0119
北警察署	催物開催届	名古屋市北区田幡 2-15-18	052-981-0110
北保健センター健康安全課	飲食行為がある場合	名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号	052-917-6547
中保健センター環境薬務課	興行場に該当する場合	名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号	052-265-2266
名古屋北税務署	酒類を販売する場合	名古屋市北区清水五丁目 6 番 16 号	052-911-2471

※ 本施設の防火管理責任者が届出に同行する場合があります。

8. その他

8-1 準拠法等

本施設の利用に関する権利義務関係は、日本法に準拠します。また、当社が行った本施設を利用する権利に関する処分等についての争訟は、日本の法律に従って、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として行われることとなります。

8-2 本規約の適用

利用者には本施設の利用許可申請書提出時点の本規約が適用されるものとします。また本規約は予告なく変更する場合があります。

8-3 定めのない事項

本規約に定めのない事項及び契約の内容に関し疑義が生じた場合は、利用者と当社が協議の上誠意をもってこれを解決するものとします。

9. 問合せ先

株式会社愛知国際アリーナ

電話番号 052-982-6589（受付時間：平日 9 時～18 時）

住 所 〒462-0846 愛知県名古屋市北区名城 1-4-1